

野田市リサイクルセンター運転管理業務委託の公募型プロポーザルについて次のとおり実施する。

令和4年10月25日

野田市長 鈴木 有

野田市（以下「市」という。）は、市内から発生する不燃・粗大ごみを処理し、資源化可能なものを選別し資源化することを目的とし、野田市リサイクルセンター（以下「本施設」という。）の運転管理業務を事業者へ委託するにあたり、経済性のみならず、知的障がい者等の就労に対する事業者の取り組みが重要であると考えています。本施設の運転管理業務の主要な業務の一つである手選別ライン（不燃ごみの中から資源物を選別する作業）は、知的障がい者等に担当してもらうことから、知的障がい者等の雇用環境に配慮するとともに、社会参加するに当たって適切な施設の維持管理及び運営が図られ、また、適切な相談員等の配置等、人的な対応を行うよう努めることとする。市は、平成30年3月に作成した、「野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」による施策及びごみ減量計画や本施設の設置目的を効果的、効率的に達成するため、次のとおり公募型プロポーザルにより募集を行う。

1 **発注者**

野田市長 鈴木 有

2 **事業内容**

- (1) 運転管理業務
- (2) 知的障がい者等の雇用の配慮
- (3) 施設の維持管理及び運営業務

3 **事業期間**

契約締結日の翌日から令和10年1月31日までとします。この契約は、野田市長長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の規定により、事業期間（契約締結日の翌日から令和10年1月31日まで）を契約期間とする長期継続契約となる。

なお、業務工程は次のとおり。

- (1) 準備期間：契約締結日の翌日から令和5年1月31日まで
- (2) 運転期間：令和5年2月1日から令和10年1月31日まで

4 施設の概要

(1) 施設の名称：野田市リサイクルセンター

(2) 所在地：野田市目吹 331 番地

(3) 施設概要

① 施設規模 処理能力 32 t / 5 h
・ 不燃ごみ：31 t / 5 h
・ 不燃粗大ごみ：1 t / 5 h

② 敷地面積 11,642.15 m²

③ 主要建物

名称	構造	延床面積
工場棟	鉄骨造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造) 3階建	4,649.52 m ²
計量棟	鉄骨造・鉄筋コンクリート造 平屋建	44.16 m ²
研修棟	鉄骨造 平屋建	220.44 m ²

④ 主要施設

名称	構造
工場棟	1階 事務室、玄関ホール、プラットホーム、倉庫兼工作室、ストックヤード、受水槽ポンプ室
	2階 手選別室、電気室、中央操作室、相談室、事務室、休憩室、食堂、選別室・排風機室、研修室
	3階 破袋機室
計量棟	計量室
研修棟	研修室、休息室

※研修棟の管理については、本業務から除くものとする。

5 運転管理の基本的な考え方

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）、その他関係法令等を遵守し、その趣旨を十分に理解した上で管理を行うこと。

(2) 知的障がい者等が手選別作業員として就労する施設であることから、知的障がい者等が社会参加するに当たって適切な施設の維持管理及び運営が図られること。また、適切な相談員等の配置等、人的な対応を行うよう努めること。

(3) 個人情報の適切な保護が図られていること。

(4) 施設の効用を最大限に発揮し、利用者のサービス向上を図ること。

- (5) 効率的な管理を行い、経費の節減を図ること。
- (6) 管理に関する業務を一括して第三者に再委託しないこと。

6 応募資格

応募資格は次の(1)、(2)の各号をすべて満たすものとし、事業開始前及び開始後において、資格を執行又は取得できず、応募資格を満たさなくなった場合は、その損害の賠償を請求する場合がある。

また、公告の日から(1)⑥については応募時から)契約日までに応募資格を満たさなくなったときは、その者が行った価格提案は無効とする。

(1) 応募資格要件

- ① 野田市入札参加資格業者名簿(委託)に登載されている者。
- ② 「野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱」に基づく指名停止又は「野田市建設工事等暴力団対策措置要綱」に基づく指名停止の対象者となっていないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- ④ 野田市税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人税について滞納していないこと。
- ⑤ 会社更生法に基づく更生手続き又は民事再生法に基づく再生の手続きを行っていないこと。
- ⑥ 野田市公契約条例等の規定を遵守することを誓約すること。
- ⑦ 野田市情報セキュリティポリシーの本旨に従い、情報セキュリティ特記事項に定める事項を遵守すること。

(2) 運転管理業務の実績要件

- ① ごみ処理施設で、3人の知的障がい者等を3年雇用した実績を有すること。
- ② 企業在籍型職場適応援助者(ジョブコーチ)を配置すること。
- ③ ごみ処理施設の運転管理業務実績を有すること。
- ④ 廃プラスチック、ペットボトル、びんのいずれか一つ以上の手選別業務を行った実績を有すること。
- ⑤ 圧縮機(缶、廃プラスチック、ペットボトルのいずれか)の運転及び維持管理(点検整備及び修繕)の実績を有すること。
- ⑥ 破砕機もしくは破袋機の運転及び維持管理(点検整備及び修繕)の実績を有すること。

7 応募方法等

(1) 募集要項の配布

- ① 配布期間 令和4年10月25日(火)から
令和4年10月31日(月)まで
※土、日曜、祝日は、配布しません。
- ② 配布場所 ・野田市のホームページ

<http://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/joho/index.html>

・野田市環境部清掃管理課 野田市清掃工場
〒278-0011 野田市三ツ堀 356 番地の 1
電話 04-7138-1001

※配布時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) リサイクルセンターの視察

応募をする事業者（以下、「応募者」という。）は、リサイクルセンターの視察を行うことができる。視察を希望する応募者は、あらかじめ、視察希望日時を連絡すること。（電話連絡で可）

- ① 視察期間 令和 4 年 10 月 28 日（金）から
令和 4 年 10 月 31 日（月）まで
- ② 連絡先 野田市環境部清掃管理課 野田市清掃工場
〒278-0011 野田市三ツ堀 356 番地の 1
電話 04-7138-1001

(3) 質問の受付

- ① 受付期間 令和 4 年 10 月 25 日（火）から
令和 4 年 10 月 31 日（月）まで
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- ② 提出方法 質問票（様式 15）に記入のうえ、持参又はファックスにて野田市環境部清掃管理課へ提出してください。
ファックス 04-7138-2890（送受確認の電話をすること。）

(4) 質問の回答

- ① 回答日 令和 4 年 11 月 2 日（水）
- ② 回答方法 ホームページ、E-mail 又はファックスにて回答

(5) 応募資格審査

応募者は、応募資格審査の書類を提出して審査を受けてください。

- ① 応募資格審査の書類
 - (ア) 応募資格審査申請書（様式 1）
 - (イ) 申立書（様式 2）
 - (ウ) 法人の登記事項証明書及び定款
 - (エ) 野田市税、千葉県税、法人税及び消費税等の納税証明書
 - (オ) 記載事項証明書【納税に関する事項】（様式 3）
 - (カ) 公契約条例に関する誓約書（様式 4）
 - (キ) 運転管理業務の実績（様式 5-1）
 - (ク) 運転管理業務の実績（様式 5-1）の記載事項を証明できる該当事業の契約書等の写し、又は企業在籍型職場適応援助者申立書（様式 5-2）
- ② 受付期間 令和 4 年 11 月 2 日（水）から
令和 4 年 11 月 8 日（火）まで
- ③ 提出場所 野田市環境部清掃管理課 野田市清掃工場
〒278-0011 野田市三ツ堀 356 番地の 1

電話 04-7138-1001

- ④ 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- ⑤ 提出部数 正本 1 部及び副本 15 部を提出してください。
- ⑥ 提出方法 持参による。
- ⑦ その他 原則として受付期間以降の提出は認めない。ただし、受付期間内に提出されたもののうち書類の不備に対する追加書類を提出する場合で、市が必要と認めるときはこの限りではない。

(6) 応募資格審査結果

応募資格審査結果は、令和 4 年 11 月 11 日（金）以降に各応募者に書面（様式 6-1・6-2）により通知します。参加資格を得た応募者を「参加資格者」という。

(7) 参加資格者の運転管理業務提案書及び価格提案書の提出

- ① 運転管理業務提案書及び価格提案書の書類
 - (ア) 運転管理業務提案書（様式 7）
 - (イ) 事業計画書（様式 8）
 - (ウ) 法人又は団体の概要（様式 9）
 - (エ) 職員配置計画書（様式 10）
 - (オ) 委託業務計画書（様式 11）
 - (カ) 価格提案書（様式 12）

※ 価格提案書（様式 12）、様式 12 の別紙 1（提案価格年度別内訳）及び別紙 2（積算内訳書）は、「野田市リサイクルセンター運転管理業務委託価格提案書」と表記した封筒に封緘し、注意書きに従うこと。

 - (キ) 委任状（様式 13）
 - (ク) 応募者の状況を証明する書類
財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）又はこれに類するもの。新規設立の場合は財産目録。過去 3 年間分
 - (ケ) 各種マニュアル
 - ・ 個人情報保護マニュアル
 - ・ 危機管理マニュアル
 - ・ 現金取扱マニュアル
- ② 受付期間 令和 4 年 11 月 15 日（火）から
令和 4 年 11 月 16 日（水）まで
※郵送の場合、令和 4 年 11 月 16 日（水）の午後 5 時 15 分までに提出場所に必着
- ③ 提出場所 野田市環境部清掃管理課 野田市清掃工場
〒278-0011 野田市三ツ堀 356 番地の 1
電話 04-7138-1001
- ④ 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- ⑤ 提出部数 運転管理業務提案書の(ア)から(ケ)については、正本 1 部及び副本 15 部（ファイル綴）を提出すること。

価格提案書と委任状については、正本1部を提出すること。

⑥ 提出方法 持参又は郵送による。

⑦ その他 原則として提出期限以降の提出は認めない。ただし、提出期限内に提出されたもののうち書類の不備に対する追加書類を提出する場合で、市が必要と認められるときはこの限りではない。

(8) 応募書類の情報公開及び選定結果の公表

応募書類はお返ししないものとする。

提出された書類は必要に応じ複写するものとする。使用は庁内及び選定委員会での検討に限る。

選定結果については、選定結果の通知後速やかに市のホームページにて公表する。

8 **応募に当たっての留意事項**

(1) 低入札価格調査制度の準用

本業務委託の募集にあたって価格提案される額については、野田市低入札価格調査実施要領（以下、「実施要領」という。）を準用するものとする。

(ア) 調査基準価格を下回った価格提案を行った者が、評価の結果、総合評価点が最も高くなった場合は、価格提案の額について調査を行う。よって、総合評価点が最も高い場合であっても、必ずしも候補者とならない場合がある。

(イ) 調査基準価格を下回った価格提案を行った者のうち、価格提案の額が実施要領に定める失格基準価格を下回った者は失格とする。

(ウ) 調査基準価格を下回った価格提案を行った者のうち、価格提案の額について調査を行うこととなった者は、その調査に協力しなければならない。

※ 詳細は野田市ホームページを参照してください。

[入札情報]⇒[◎入札等に関する書類（様式）及び要綱等]⇒[7. 入札に関する要綱等] 野田市低入札価格調査実施要領

https://www.city.noda.chiba.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/000/714/teinyuusatsukakakutyousa.pdf

(2) 契約の解除等の措置

応募に当たっては、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」及び「刑法（明治40年法律第45号）」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に募集手続を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、市は当該応募者を募集手続に参加させず又は募集手続の執行を延期若しくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。

また、その他、市が必要と認めるときは、募集手続を延期、中止、又は取消すこととする。

9 野田市公契約条例

(1) 野田市公契約条例の適用

本契約は、野田市公契約条例（以下この項において「条例」という。）の適用を受けることから、本契約を受注した場合は、条例第5条に規定する労働者（以下「適用労働者」という。）に対して支払う1時間当たりの賃金が、市長が定める賃金等の最低額（以下「最低額」という。）以上となっていなければならない。

また、最低額以上の賃金の支払が適正に履行されているかどうかを確認するため、市が確認するために必要な書類を提出しなければならない。

最低額以上の支払の履行が確認できない場合は、立入調査、是正命令等の措置を行います。改善が見られないときは、契約を解除するとともに、その内容を公表し、違約金を徴収する。

なお、条例にかかる手続等の詳細については、別添の「野田市公契約条例に係る特記事項（業務委託契約・プロポーザル用）」及び「野田市公契約条例の手引」（野田市ホームページ

<http://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000712.html>）に掲載）を熟読の上、誤りのないように手続を行うこと。

(2) 公契約条例に関する誓約書の提出

本プロポーザルに応募しようとする者は、応募時に別添の公契約条例に関する誓約書（第4号様式）を提出しなければなりません。提出の無い応募は無効とする。

(3) 比較する賃金の構成

最低額と比較する賃金は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づく最低賃金制度に定める「所定内給与」のうち、基本給及び諸手当（精皆勤手当、通勤手当、家族手当は除く。）とし、これらの賃金等を1時間当たりに換算した額となる。

また、次の手当は評価する賃金に含めない。

- ・ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ・ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ・ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増金など）
- ・ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ・ 午後10時から午前5時まで間の労働に対して支払われる賃金のうち通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）

(4) 本契約に適用する最低額

本契約に適用する最低額は、条例第6条第1項第2号及び野田市公契約条例施行規則第4条第1号エの規定により、別表のとおり定める。なお、2つ以上の業務を兼務している場合は、主に従事する職種の最低額を採用すること。

ただし、千葉県について決定された最低賃金法(昭和34年法律第137号)第9条第1項に規定する地域別最低賃金(以下「最低賃金」という。)が改定された場合において、次の最低額改定基準に該当したときの翌年度の最低額は、最低賃金が改定された日が属する年度(以下「最低賃金改定年度」という。)の最低額に最低賃金改定年度中に決定された最低賃金を前年度中に決定された最低賃金で除して得た数(小数点以下第5位を四捨五入)を乗じて得た額(小数点以下第1位切上げ)とする。(計算式1)

なお、最低賃金改定年度の翌年度の適用労働者に支払われる賃金を調査し、その賃金が計算式1で求めた最低額と比較して不足する場合は、その不足分について野田市が負担することとする。負担の方法については、野田市と受注者で協議の上決定する。

(計算式1) 翌年度の最低額 = $A \times B / C$

A : 最低賃金改定年度の最低額

B : 最低賃金改定年度中に決定された最低賃金

C : 前年度中に決定された最低賃金

<最低額改定基準>

最低賃金改定年度の最低額から最低賃金改定年度中に決定された最低賃金に当該最低賃金を前年度中に決定された最低賃金で除して得た数(小数点以下第5位を四捨五入)を乗じて得た額(小数点以下第1位切上げ)を差し引いた額が10円に満たない場合(計算式2)

(計算式2) $A - B \times B / C < 10$

【別表】

職種区分	1時間当たりの最低額
事務員補助	1,011円
プラント保安要員	1,750円
中央操作員	1,750円
重機オペレータ	1,750円
計量業務員	1,011円
プラットホーム作業員	1,300円
手選別作業員	1,018円
手選別作業員(障がい者等)※1	984円
清掃作業員	1,011円
除草作業員	1,011円

※1 毎年度、改定される最低賃金法の規定に基づく千葉県の最低賃金以上

とすること。「984円」は、令和4年10月1日発効の金額

10 業務上限額

総額 1, 275, 950千円（税抜）

なお、各年度の限度額は、次のとおり。

令和4年度 ￥42, 000千円（税抜）

令和5年度 ￥255, 300千円（税抜）

令和6年度 ￥255, 300千円（税抜）

令和7年度 ￥255, 300千円（税抜）

令和8年度 ￥255, 300千円（税抜）

令和9年度 ￥212, 750千円（税抜）

11 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュール（予定）は、次に示すとおり。ただし、土曜、日曜、祝日には受付等を行わない。

候補者決定までのスケジュール（予定）

①	公告	令和4年10月25日（火）
②	募集要項の公表	令和4年10月25日（火）～31日（月）
③	募集要項の質問受付	令和4年10月25日（火）～31日（月） [5日間]
④	募集要項の質問に対する回答	令和4年11月2日（水）
⑤	資格審査申請書類の受付	令和4年11月2日（水）～8日（金） [4日間]
⑥	参加資格審査結果の通知	令和4年11月11日（金）以降
⑦	運転管理業務提案書及び価格提案書の提出	令和4年11月15日（火）～16日（水） [2日間]
⑧	審査委員会による非価格要素及び価格の審査、評価（ヒアリング）	令和4年11月28日（月）
⑨	総合評価	令和4年11月28日（月）
⑩	契約	令和4年11月下旬